

○北海道警察給与支給事務取扱規程

北海道警察本部訓令第16号

昭和60年10月1日

改正 昭和61年2月10日警察本部訓令第3号、平成元年3月7日第2号、3年5月27日第9号、4年1月17日第2号、5年9月24日第10号、8年4月1日第9号、18年3月31日第12号、19年3月29日第7号、22年12月27日第19号、26年7月15日第18号、27年5月25日第19号、令和元年7月10日第14号、2年3月27日第13号、3年3月26日第14号

北海道警察給与支給事務取扱規程を次のように定める。

北海道警察給与支給事務取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、電子計算組織による給与の支給事務等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 北海道警察に勤務する警察官（地方警務官を除く。）、事務職員及び技術職員並びに会計年度任用職員及び臨時的任用職員をいう。
- (2) 給与 報酬、給料（給料の調整額を含む。）、職員手当等（初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当をいう。）及び旅費（北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第25条第3項の規定により支給するものに限る。）をいう。
- (3) 控除金 所得税、住民税、債権差押、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、財産形成貯蓄（年金・住宅）預貯金、共済組合掛金、共済組合貸付金償還金及び利息、共済組合物産代金返済金、公宅料、住宅建設資金貸付金利息、互助会費、互助会貸付金償還金及び利息、互助会物産代金返済金、互助会団体保険料並びに生活協同組合共済掛金をいう。
- (4) 口座振替払 北海道地方警察職員の給与に関する条例第2条第2項の規定による口座振替の方法による給与の支払をいう。
- (5) コード 給与関係の用語を給与支給事務処理のため、一定の数字又は英字等で表現したものをいう。
- (6) 人事管理者 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）警務課長をいう。
- (7) 給与管理者 警察本部警務課長をいう。
- (8) 給与支払管理者 北海道出納局経理課長をいう。
- (9) 給与報告管理者 警察本部各課（課に相当するものを含む。）の長、北海道警察学校庶務部長、方面本部各課（課に相当するものを含む。）の長及び警察署長をいう。
- (10) 給与取扱責任者 北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号。以下「財務規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、警察本部警務課長が指定した職にある者をいう。
- (11) 控除金管理者 給与管理者に対し、職員の給与から控除金の控除を依頼する次に掲げる者をいう。
  - ア 共済組合管理者 警察本部厚生課長をいう。
  - イ 財形貯蓄（年金・住宅）管理者 警察本部厚生課長をいう。

- ウ 公宅管理者 警察本部施設課長をいう。
- エ 住宅建設資金管理者 北海道総務部職員厚生課長をいう。
- オ 職員互助会管理者 一般財団法人北海道警察職員互助会理事をいう。
- カ 職員生活協同組合管理者 警察職員生活協同組合北海道支部長をいう。

(12) 給与計算等処理受託者 給与計算等の処理の委託を受けた者をいう。  
(コードの設定等)

第3条 コードは、給与管理者が別に定めるものとする。

- 2 人事管理者、給与報告管理者及び控除金管理者は、コードの新設、廃止又は変更を必要とするときは、給与管理者に依頼するものとする。
- 3 給与管理者は、コードの新設、廃止又は変更をしたときは、速やかにその内容を関係先に通知するものとする。

(任免の発令等の通知)

第4条 人事管理者は、職員の任免の発令等給与の支給に関連する事項が生じたときは、速やかに発令内容等を給与管理者に通知するものとする。

第2章 給与関係通知書の作成等

(通知書の作成及び提出)

第5条 給与管理者、給与報告管理者及び控除金管理者は、別に定めるところにより給与計算及び控除等に必要な通知書を作成するものとする。

- 2 前項に規定する給与報告管理者及び給与管理者が作成する通知書並びに控除金管理者が作成する通知書(提出用控除金データ)は、警察情報管理システム運営規程(令和3年北海道警察本部訓令第14号)第2条第3号の北海道警察情報管理システムによる給与管理業務により作成するものとする。
- 3 給与報告管理者及び控除金管理者は、第1項及び第2項に規定する通知書を次表に定める日までに給与管理者に提出するものとする。ただし、給与管理者は、必要と認めたときは、別に提出期限を定めることができるものとする。

作成区分			提出期限
給与報告管理者が 作成する通知書	例月、期末・勤勉・	実績通知書	支給日の14日前
	寒冷地手当	基本通知書	支給日の16日前
	年末調整に関する通知書		11月末日
控除金管理者が作成する通知書(提出用控除金データ)			支給日の12日前

- 4 前項の規定により、控除金管理者が作成し、提出する通知書のうち、住宅建設資金管理者に係るものについては、警察本部厚生課長が住宅建設資金管理者の依頼を受けて処理するものとする。

(通知書の審査・確認)

第6条 給与管理者は、前条第3項の規定により提出を受けた通知書を審査・確認するものとする。ただし、控除金管理者の作成する通知書については審査・確認を省略することができる。

(データの作成及び提出)

第7条 給与管理者は、給与報告管理者から提出され、前条の審査・確認を終えた通知書及び給与管理者が作成した通知書に基づき、提出用通知書データを作成の上、第5条第3項の規定により控除

金管理者から提出された提出用控除金データとともに、給与計算等処理受託者に提出するものとする。

### 第3章 所得税及び住民税の処理

#### (所得税の処理)

第8条 職員の給与に係る所得税の源泉徴収義務者に係る事務（納付に係る事務を除く。）は、給与管理者が処理するものとする。

2 給与報告管理者は、職員から、給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書の提出を受けたときは、内容を確認の上、その結果に基づいて第5条に定める通知書を作成するものとする。

3 給与報告管理者は、年の中途で採用になった職員にその年における採用前の給与所得があるときは、当該職員から年末調整用として給与所得の源泉徴収票を徴し、当該源泉徴収票に基づいて、第5条に定める通知書を作成するものとする。

#### (住民税の処理)

第9条 地方税の特別徴収義務者に係る事務（納付に係る事務を除く。）は、給与管理者が処理するものとする。

2 給与管理者は、市町村長から「住民税特別徴収税額（変更）通知書」の送付を受けたときは、特別徴収の事務処理を行うとともに、本人交付用の通知書を給与報告管理者を通じて当該職員に配布するものとする。

### 第4章 給与計算事務等の処理

#### (給与計算等の処理及び給与計算等処理帳票の配布)

第10条 給与管理者は、給与計算等処理受託者に、給与計算等の処理を依頼し、当該処理により作成された帳票（以下「給与計算等処理帳票」という。）及びデータ（以下「給与計算等処理データ」という。）の引き渡しを受ける。

2 給与管理者は、給与計算等処理帳票を別の定めるところにより配付するものとする。ただし、控除金に係る給与計算等処理帳票については、控除金管理者に引き渡すものとする。

#### (データの保管等)

第11条 給与管理者は、給与計算等処理データについて、処理月の属する会計年度の翌年度の4月から5年間（所得税に係るものは7年間）自ら保管するものとする。ただし、控除金に係る給与計算等処理データ及び提出用控除金データは、控除金管理者に引き渡すものとする。

#### (給与計算等処理帳票の審査・確認)

第12条 給与報告管理者は、既に提出した通知書の内容に基づき、給与管理者から配布された給与計算等処理帳票を審査・確認し、直ちに給与の追給若しくは返納を要すると認めたとき又は第5条に定める通知書による追給等の処理ができないときは、速やかにその内容を給与追給返納等報告書（別記第1号様式）により給与管理者に報告するものとする。

2 給与管理者は、前項の報告があったとき又は必要があると認めたときは、追給又は返納の措置を講ずるとともに、その処理方法等を給与追給返納等処理通知書（別記第2号様式）により当該給与報告管理者に通知するものとする。

### 第5章 給与計算事務処理の特例

#### (特例計算の範囲)

第13条 次に掲げる給与計算事務の処理は、給与計算等処理によらないで給与管理者が行うものとする。

- (1) 給与の非常時払
- (2) 月の中途に採用又は復職した者に係る給与の支給
- (3) 過年度分の給与の返納
- (4) その他給与管理者が必要と認めた場合の給与の支給又は返納

(支払結果等の修正)

第14条 給与管理者は、前条の規定により給与の支給又は返納の事務を処理したときは、その内容を第5条に定める通知書に記載し、第7条に定めるところにより給与計算等処理受託者に提出し、支払結果等を修正するものとする。

#### 第6章 給与の支給手続

(給与の支出命令及び戻入命令)

第15条 給与管理者は、第10条に定める給与計算等処理帳票に基づき給与を支給するとき又は第13条の規定により特例処理を行うときは、支出命令書若しくは戻入命令書又はこれらに準ずる伝票を作成し、給与支払管理者に送付するものとする。ただし、過年度分の給与の返納については、警察本部会計課長に調定書を送付するものとする。

2 給与管理者は、支出命令書又は戻入命令書を送付するときは、控除金に関する納付伝票を添付するものとする。

3 給与管理者は、口座振替払の給与が振替不能等となったときは、支出命令の更正を行うものとする。ただし、当該給与を現金払に変更する場合は、その内容を給与口座振替不能等処理通知書(別記第3号様式)により当該給与報告管理者に通知するものとする。

(給与支払管理者の支出手続)

第16条 給与支払管理者は、前条の規定により支出命令書等の送付を受けたときは、速やかに資金前渡の方法により、給与取扱責任者に給与の支出手続をするものとする。ただし、口座振替払の給与については、給与の支給日に口座振替の方法により、職員に給与の支出手続をするものとする。

(給与の支給)

第17条 給与報告管理者は、現金払(一部口座振替払のものを含む。)の給与の支給については、速やかに給料等支給明細書及び給与袋を当該給与取扱責任者に送付するものとする。

2 給与取扱責任者は、前項に規定する書類の送付を受けたときは、給与の支給日に給与受領金融機関から現金を受領し、直ちに職員に支給するものとする。

3 給与報告管理者は、全額が口座振替払である給与の支給については、給与の支給日までに、給与支給(口座振替)明細書を職員に配付するものとする。

(給与の返納)

第18条 給与報告管理者は、第12条第2項に規定する通知が返納に係るものであるときは、通知された処理方法に従い当該職員又は給与取扱責任者に通知し返納させるものとする。

#### 第7章 補則

(給与受領金融機関の指定等)

第19条 給与報告管理者は、給与取扱責任者が口座振替払により前渡資金の交付を受ける場合は、財務規則第121条の規定の例により給与受領金融機関を指定するものとする。

2 給与報告管理者は、給与受領金融機関を指定し、又は変更したときは、速やかに給与受領金融機関名等を給与受領金融機関指定報告書(別記第4号様式)により給与管理者に報告するものとする。

(管理資料の作成)

第20条 給与管理者は、給与計算等処理帳票のほかに給与の支給等に関する資料が必要なときは、給与計算等処理受託者に情報処理を依頼し、資料を作成することができる。

(給与証明事務)

第21条 給与の諸証明事務は、給与報告管理者が給与関係書類に基づいて行うものとする。

(給与事務に関する調査等)

第22条 給与管理者は、給与支給事務に関し必要がある場合は、前各章で定めるもののほか、給与報告管理者及び給与取扱責任者に対して報告を求め、又は関係書類等の調査をすることができる。

(特別な場合の給与事務処理)

第23条 この規程に定めるもののほか、給与事務に関し特に電子計算組織による処理を必要とする場合、給与管理者は、給与支払管理者、控除金管理者又は給与計算等処理受託者と協議の上、その都度取扱方法を定めるものとする。

(給与取扱責任者の事務取扱要領)

第24条 給与取扱責任者の事務取扱要領については、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和61年2月21日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則 (平成元年警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則 (平成4年警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成4年2月1日から施行する。

附 則 (平成5年警察本部訓令第10号)

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成8年警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成26年7月15日から施行する。

附 則 (平成27年警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年警察本部訓令第14号)

この訓令は、令和元年7月10日から施行する。

附 則 (令和2年警察本部訓令第13号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年北海道警察本部訓令第14号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

給与追給返納等報告書

年 月 日

（給与管理者）

警察本部警務課長 殿

（給与報告管理者）

年 月分給与について、次のとおり追給返納等の必要が生じたので報告する。

追給 額 返納（円）	（所属コード） 所 属 名	（職員番号） 氏 名	理 由
	（ ）	（ ）	
	（ ）	（ ）	
	（ ）	（ ）	
	（ ）	（ ）	

注 規格は、A列4番縦長とする。

20	70	430	給与追給返納等報告書	5年
----	----	-----	------------	----

給与追給返納等処理通知書

年 月 日

（給与報告管理者）

殿

（給与管理者）

警察本部警務課長

年 月 日貴職から報告あった 年 月分給与の追給返納等について、次のとおり措置することとしたので通知する。

追給額 返納（円）	（所属コード） 所属名	（職員番号） 氏名	理由	処理方法
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		

20	70	560	給与支給関係	5年
----	----	-----	--------	----

注1 給与報告管理者は、追給する給与の支給が現金払である場合及び前渡資金から返納させる場合は、本通知書の写しを給与取扱責任者に送付し、給与取扱責任者は、当該写しを前渡資金出納計算書に添付して保管すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

給与口座振替不能等処理通知書

年 月 日

（給与報告管理者）

殿

（給与管理者）

警察本部警務課長

口座振替不能等となった 年 月分給与（手当）について、次のとおり現金払することとしたので通知する。

（所属コード） 所 属 名	（職員番号） 氏 名	現金払額	理 由	備 考
（ ）	（ ）			
（ ）	（ ）			
（ ）	（ ）			
（ ）	（ ）			

20	70	560	給 与 支 給 関 係	5 年
----	----	-----	-------------	-----

注1 給与報告管理者は、本通知書の写しを給与取扱責任者に送付し、給与取扱責任者は、当該写しを前渡資金出納計算書に添付して保管すること。  
2 規格は、A列4番縦長とする。



給与受領金融機関指定報告書

年 月 日

（給与管理者）

警察本部警務課長 殿

（給与報告管理者）

給与取扱責任者の給与受領金融機関を、次のとおり指定（変更）したので報告する。

所 属 名			
指定（変更）した 給与受領金融機関	所 在 地		
	金融機関名		
	店 舗 名		
	口 座 番 号		
受領開始年月日等	年 月分給与（手当）から		

注 規格は、A列4番縦長とする。

20	70	560	給 与 支 給 関 係	5 年
----	----	-----	-------------	-----